

山武市景観計画の変更案

1 変更の背景

「第4章 4-2 景観形成基準」の色彩に関する事項は、以下のとおりとしています。

色彩	<ul style="list-style-type: none">・建築物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とすること。（※別表を参照）・彩度や明度の高い色彩については、使用する色彩相互の調和や量のバランスに配慮し、全体の色調を引き締める効果を持つ強調色として使用すること。・木材や石材等の自然素材が持つ本来の素材色や、社寺等歴史ある建築物に使用される色彩はこの限りではない。
----	---

本変更案は、強調色の使用可能な割合及び色彩を明確にするために、所要の変更を行うものです。

2 変更の内容

別表の説明に以下を追加します。

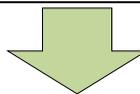
「建築物及び工作物の外観各面（開口部含む）の95%以上については、色彩基準の範囲内とする。その範囲を超える色彩を使用する場合には、強調色として使用するものとし、地域の景観に応じて適切に用いるものとする。」

3 変更のか所

（52ページ）

※別表 色彩基準

色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P赤紫）
明度	規制なし	
彩度	6.0以下	4.0以下



※別表 色彩基準

建築物及び工作物の外観各面（開口部含む）の95%以上について、下表の範囲内とする。下表の範囲を超える色彩については、強調色として使用するものとし、地域の景観に応じて適切に用いるものとする。

色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P赤紫）
明度	規制なし	
彩度	6.0以下	4.0以下

4 告示及び施行の予定

平成30年3月を目途に告示し、平成30年4月1日に施行予定